

イタイイタイ病を学ぶ

2009年11月28日(土)・29日(日)

みなさんは、「イタイイタイ病」という言葉をご存知でしょうか。「四大公害訴訟」の一つとしてご存知の方は多いでしょう。では、イタイイタイ病は実際どういうものだったのでしょうか。今回、HuRP会員と有志で学習ツアーを組み、イタイイタイ病に関わった方々からお話を聞いてきました。

清流会館訪問

清流会館は、富山空港から車で10分くらいの所にあり、イタイイタイ病の患者救済・発生源対策・汚染土壤復元運動の拠点です。

館長の高木勲寛さんがイタイイタイ病の概要を説明してくださいました。



清流会館館長の高木勲寛さん

イタイイタイ病は、富山県神通川下流域で発生しました。上流の神岡鉱山から排出されたカドミウムによって汚染された土壤で作られた食物や水を摂ることにより、体内にカドミウムが蓄積し、腎臓に障害が起き、妊娠、授乳、内分泌の変調を伴ってカルシウムが吸収できなくなり、骨軟化症等を引き起こす病気です。また、その患者のほと

んどは女性のお年寄りであることも特徴です。

1966年11月、被害者の家族や遺族らはイタイイタイ病対策協議会を結成し、2年後の1968年に三井金属鉱業に対して訴訟を起こしました。訴訟は「カドミウムの放流とイタイイタイ病とは因果関係がある」と断定され、原告側の勝訴となりました。

さいごに高木さんは「この事件を通じて公害について考えてもらうために、遺族や家族の方々にももっと話してもらいたい。富山県が資料館を残す方向で動いていることに期待します」と話されました。

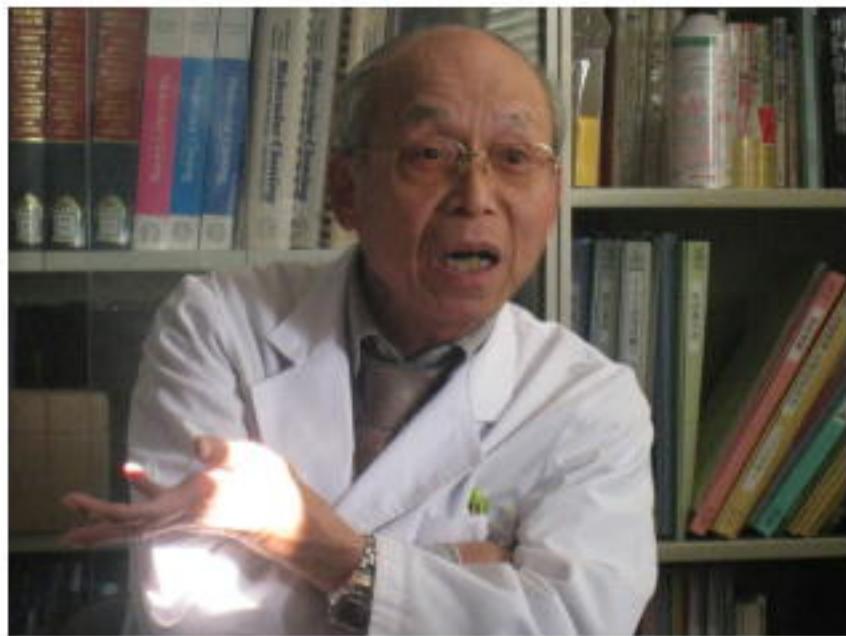
富山大学医学部訪問

次に、富山大学医学部に、イタイイタイ病弁護団の水谷敏彦先生と寺西秀豊（富山大学医学部）教授に、イタイイタイ病についてのお話をうかがいました。



水谷敏彦先生

水谷先生は「イタイイタイ病はその認定条件が厳しく、死後になって認定されることが多いのが問題です」と述べました。寺西教授は「イタイイタイ病はカドミウム以外のものでイタイイタイ病



寺西秀豊准教授

きないという疫学的な調査により勝訴した画期的なものでした」と話されました。

さいごに水谷先生は「中国をはじめとするアジアの公害は日本の問題でもあり、この病気を含め、もっと情報を発信していくべきです」と話されました。

生きるために摂っている水や食物が、人の仕業によって汚れていて、とりかえしのつかないことになってはいけません。中学生の頃学んだイタイイタイ病のことを詳しく学べてとても勉強になりました。このことは、現在的問題としてみなさんに知ってもらう意義は大きく、今後 HuRP で具体的に取り組みたいと思いました。 (T 本)

法学部憲法研究所主催 連続講演会 日本国憲法と裁判官

2009年11月18日(水)・12月3日(木)

2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートしました。この講演は、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただきます。

第七回目 東條 宏さん・矢崎正彦さん



東條 宏さん(上)
矢崎正彦さん(下)

べ、「どこに行っても解決を待つ当事者がいて、その人たちが願っていることを聞くことが大事です」話されました。

矢崎さんは「憲法が保障する人権の実践、そし

東條さんは「最初の任地での事件で、憲法の理念の実現がいかにたいへんかを肌で実感しました。将来の裁判所を担うんだと意気揚々とのりこんだ初任地でのことだったが、自分の無力さだけがつきつけられました」と述

て地域の生活と権利の擁護に微力を尽くしたつもりです」と話されました。また、質疑応答では、「裁判官の独立はともすると孤立になってしまふ。裁判官懇親会は、そういう人が他にもいるのだという共感と励みになりました」と述べました。

第八回目 山口 忍さん・園田秀樹さん



山口 忍さん(上)
園田秀樹さん(下)

れました。そして「困っている人を救うために法律を探す、そしてそれができないときは、理論的な根拠を創ること、これが裁判官のあるべき姿だと思います」と述べました。

園田さんは「民事裁判は紛争の解決を目的としています。具体的な事件を通じて個別に判断し、全体からもれた個人の人権を救うことが肝要です。その際、裁判官の判断には国家権力を行使するという側面を有しています。このことを十分に認識すること、そして謙虚さも大切です」と述べました。

みなさんのお話に共通しているのは、当事者の

ことを常に考え、当事者を救済するために全力で取り組む姿勢でした。このスピリットが、現役の裁判官の方々にもあると信じられることが、裁判員として裁判の当事者になるかもしれないわたしたちにとって、とても大切なことであると思いました。

(T司)



「法学館憲法研究所報 第2号」 刊行のご案内

◆『法学館憲法研究所報 第2号』

2010.01刊行予定 法学館憲法研究所／税込800円

2009年7月、憲法の理念を広げ、市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として出発した「法学館憲法研究所報」、2010年1月、第2号を刊行します。いっそう多くの市民、学生、研究者の方々にご活用いただけようご案内いたします。また、創刊号につきましても引き続き、購読・定期購読をご案内しております。あわせてご利用下さい。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の模様も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicljp/form/order.php>
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 法学館憲法研究所
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。

法学館憲法研究所報

2009年7月 No.1
創刊号

刊行者挨拶――伊藤・高
「憲法と憲法学者」最高法院制度と憲法――内田・洋
「憲法と政治問題の意識と批判および議論」――福島・重雄
「憲法と憲法学者」軍人の抗命権・兵庫義理――木山・義晴
「憲法と憲法学者」軍人の抗命権・兵庫義理
――木山・義晴――木山・義晴(著者)木山・義晴(著者)
――ヨーロッパ・ローマ法(著者)木山・義晴(著者)
「憲法と憲法学者」憲法モデル化と日本を照らす――伊藤・高

JICL
Japan Institute of Constitutional Law
発行/法学館憲法研究所



憲法と平和を見つめ直すために 『長沼事件平賀書簡』

◆『長沼事件平賀書簡

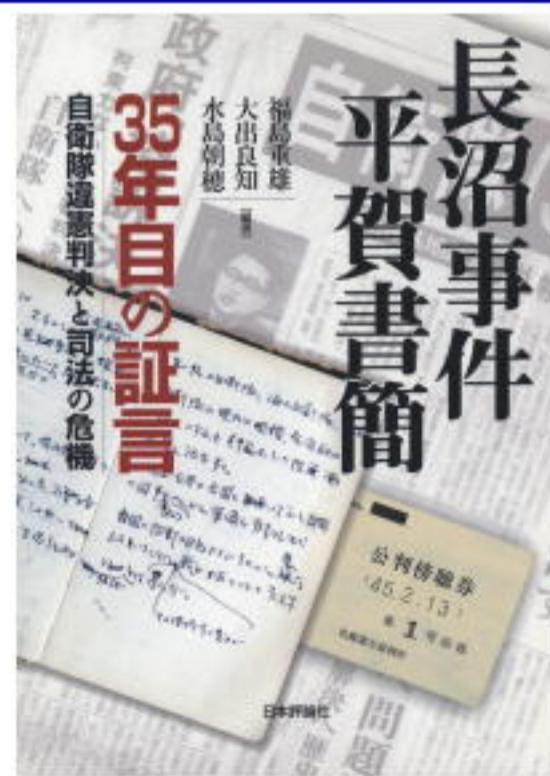
――35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



2009年も、わたしたち HuRP の活動へのご賛同、ご支援をいただき、まことにありがとうございました。

さて、先日、本通信と共に会費のお願いのお手紙をお送りしましたが、ご覧いただけましたでしょうか。会の運営（年間3,000円）、また本通信の制作等は、みなさまのご協力により、成り立っております。2009年度の会費をこれから納めていただく方は、新年1月中に納めていただきたく存じます。

郵便局口座 口座番号 00180-8-280207 口座名称「特定非営利活動法人人権平和国際情報センター」

銀行口座 みずほ銀行九段支店(普通)1013386「NPO法人人権・平和国際情報センター」

そして、来年度も賛助会員として、HuRP を支えていただければ幸いです。引き続き賛助会員になっていただき、本 HuRP 通信をお読みいただきたく、何卒よろしくお願ひいたします。

また、みなさまのまわりに人権や平和について考えてみたいという方、HuRP の活動に興味があるという方がおられましたら、ぜひご紹介ください。そして、お説明合わせのうえ、イベントに足をお運びください。お待ちしております。

カラダに平和を 自炊のススメ

43 桜エビ天のおそば

いよいよ年末も押し迫ってきました。とあるところに製麺所があり、とてもおいしそうな麺が並んでいたので、思わず購入しました。そこで揚げ物も売っていたので、桜エビの天ぷらも購入して、家で調理しました。

材料：うどん（生麺）、桜エビの天ぷら、ねぎ、しょう油、めんつゆ

手順：

1. 鍋にたっぷりの水を沸かし生麺を入れて10分ほど茹でる。
2. 吹きこぼれそうになったら、びっくり水（コップ半分くらいの水）を入れる。
3. 麺をざるにあげている間に、めんつゆをお好みの濃さにして温める。
4. めんつゆと麺を合わせ、桜エビの天ぷらとねぎをのせてできあがり！



生麺はすごいコシで、歯を押し戻す勢いでした。食べながら、自分の家の近所のおそば屋さんが、年末になると生麺を外で売っていたのを思い出しました。普段は、おそば屋さんのそばは高いので遠慮していたのですが、今年はチャレンジしてみようかと思いました。

本年もあっという間の一年でした。

本年は学びに赴く機会にたくさん恵まれました。来年は、この学びを元に、わたしたち HuRP からみなさんに発信できればと思います。来年も、みなさまの応援とご協力を、よろしくお願ひいたします。

(T本)



特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP: ハーブ)

Human Rights and Peace Information Center JAPAN (HuRP)

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川合ビル41号室 TEL&FAX 03-3234-3231

e-mail hurp@hurp.info HP <http://www.hurp.info/>

